

港区国民健康保険特定保健指導業務委託事業候補者募集要項

平成 2 8 年 1 2 月

港区保健福祉支援部国保年金課

1 件名

港区国民健康保険特定保健指導業務委託（以下「本業務」という。）

2 事業の目的

平成20年4月より高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられています。

生活習慣病に着目した健康診査により抽出された生活習慣病予備群等に対して、自らの生活習慣の改善に係る行動変容を目的とする保健指導を実施し、国民健康保険の被保険者の健康と制度の維持を図ります。

平成29年度からの特定保健指導をより効果的に実施するため、「標準的な健診・保健指導プログラム平成25年4月【改訂版】」（以下「プログラム」という）に準拠した事業内容・体制であるとともに、保健指導等に実績があり、さらに区の特性を十分に理解し、生活習慣病の予防に実効性ある企画力・運営力を有する、最も適切な事業者を選考するものとします。

※「標準的な健診・保健指導プログラム平成25年4月【改訂版】」については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

3 履行期間

平成29年6月1日（木）から平成30年3月30日（金）まで

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 予算規模

7,700,000円 程度（税込み）

※ 特定保健指導の開始日より、6か月間の保健指導が平成30年3月までに完了しない場合は、年度内までの終了見込み分を見積もり対象としてください。また、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

※ 業務のスケジュール（参考）

6月上旬 打ち合わせ（日程スケジュール・準備）

9月上旬 通知・募集等開始

11月上旬 特定保健指導個別面接開始

3月まで5クール+追加分1 合計6クール開催

セミナーを7回開催

6 参加資格及び参加条件

(1) 参加資格

参加資格の条件は、次のとおりです。

- ア 平成29年4月に行われる本業務に関する業者選定委員会開催時において、「港区物品買入れ等競争入札参加資格」を取得していること。なお、本業務の提案に関して、「港区物品買入れ等競争入札参加資格」を取得し、採用に至らなかった場合でも、取得に要した費用等は提案者の負担とし、区は責任を負いません。
- イ 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、プライバシーマークを取得していること。
- ウ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく暴力団排除措置を受けていないこと。
- オ 平成28年12月までに、社会保険診療報酬支払基金に保健指導機関としての登録を済ませていること。

(2) 参加条件

本業務の参加条件は、次のとおりです。

- ア 本業務を統括する者は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- イ 本業務を統括する者は、本業務と類似した業務実績を有するものであること。
- ウ 本契約に基づく業務を第三者に委託し、または請け負わないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- オ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

7 選考方法

本業務の事業候補者の選考は、以下の要領で実施します。

(1) 選考方法

公募型のプロポーザル方式で実施し、本業務委託の事業者を選考します。

選考にあたっての審査及び審査基準は、以下の「(2) 審査」、「(3) 審査基準」のとおりです。

(2) 審査

本業務にかかる「提案書」、及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を基に審査し、本業務に最も適した提案を行った事業者を選考します。

ア 審査方法

審査は、二段階審査方式で実施し、一次審査及び二次審査から総合的に判断し

て、最も適した提案を行った事業者を選考します。審査方法等の詳細は、区が設置する本業務に関する選考委員会が決定します。

(ア) 一次審査（書類審査）

提案書等に基づき、二次審査対象事業者を選考します。

(イ) 二次審査（提案説明）

一次審査を通過した事業者について、提出された提案書に基づき提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、本業務委託の事業候補者を選考します。

イ 選考委員

区職員で構成します。委員の職及び氏名は公表しません。

ウ 無効となる提案書

提案者が次の条件の一つに該当する場合は、無効となることがあります。また、事業者選定後であっても同様です。

(ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの。

(イ) 虚偽の内容が記載されているもの。

(ウ) 提案内容に重大な誤りがあるもの。

(3) 審査基準

応募書類の審査は別紙「港区国民健康保険特定保健指導業務委託に係る審査基準」により行います。

8 手続き

本業務の事業候補者選考に係る日程は、以下のとおりです。

手続き	日程
① ホームページ等掲載期間	平成28年12月26日（月）から平成29年1月13日（金）
② 募集要項配布期間	平成28年12月26日（月）から平成29年1月13日（金）
③ 質問受付期間	平成28年12月26日（月）から平成29年1月13日（金）
④ 質問回答日	平成29年1月18日（水）
⑤ 参加表明受付期間	平成28年12月26日（月）から平成29年1月13日（金）
⑥ 提案書等提出受付期間	平成29年1月24日から平成29年1月31日（火）
⑦ 一次審査（書類審査）	平成29年2月15日（水）
⑧ 一次審査結果通知	平成29年2月16日（木）
⑨ 二次審査（提案説明）	平成29年3月9日（木）か3月22日（水）（調整中）
⑩ 選考結果通知	平成29年3月下旬

※ 日程については、応募状況、選考経過等により変更となることがあります。

(1) 応募方法

提案書等提出受付締切までに所定の書類等一式を作成・提出してください。

(2) 募集要項配布

国保年金課の窓口で配布します。港区のホームページからもダウンロードできます。

(3) 質疑応答

本業務に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行います。

ア 質問受付期間

平成28年12月26日(月)から平成29年1月13日(金)午後5時まで

(ア) 受付方法

質問書(様式1)を電子メールで提出してください。なお、回答を受ける担当部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。

また、送信未達を防ぐため、送信後に電話で着信確認をしてください。

(イ) 宛先

「11 問合せ先」のとおりに

イ 質問に対する回答

(ア) 回答日

平成29年1月18日(水)

(イ) 回答方法

電子メールで、質問者全員に受け付けた全ての質問の回答書を送付します。

(3) 参加申込書

本業務の事業者選考に参加を希望する場合は、件名、会社名及び代表者名を記載し、代表者印及び会社印を押印したもの(様式2)を1月13日(金)午後5時までに持参または郵送にて提出してください。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限と提出場所

(ア) 提出期限

平成29年1月31日(火)午後5時まで

(イ) 提出場所

「11 問合せ先」のとおりに

(ウ) 提出方法

事故などを避けるため、直接持参してください。

イ 提出物と様式

(ア) 見積書

本業務にあたっての費用の見積もり及び見積内訳(募集勸奨及び再募集、初回面談(40分)、中間面談(30分)、支援電話、支援手紙、報告書作成、セミナー、その他経費等)を任意の様式で作成してください。

(イ) 提案書

正確な評価が行えるよう提案書は、「9 提案書作成方法」に基づいて作成してください。

(ウ) その他

財務諸表、納税証明書を過去3年間分、プライバシーマーク登録証(写)を提出してください。

ウ 提出部数と媒体

(ア) 部数

正本1部、副本8部(応募申込書・見積書・提案書)

※正本のみ事業者名を記載し、副本については、書類中にある事業者名をすべて塗りつぶしてください(マスキング処理)。

(イ) 電子媒体(CD-R)

正本1枚、副本1枚(見積書、提案書)

※ファイルについては、PDF、Word2010、Excel2010、PowerPoint2010のいずれかの形式で媒体へ入力してください。

(5) 審査結果の通知

ア 一次審査の結果通知

(ア) 結果通知日

平成29年2月16日(木)

(イ) 結果通知方法

結果を速報で応募申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知し、後日郵送で正式文書を通知します。

イ 選考結果通知

(ア) 結果通知日

平成29年3月下旬

(イ) 結果通知方法

結果を速報で応募申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知し、後日郵送で正式文書を通知します。

(6) 提案説明(プレゼンテーション及びヒアリング)

一次審査(書類審査)を通過した事業者には、二次審査として事業候補者選定委員に対する提案説明(プレゼンテーション及びヒアリング)を行っていただきます。

提案説明については、以下のとおり実施します。

ア 提案説明日

平成29年3月9日(木)か3月22日(水) (調整中)

イ 提案説明者

本業務を受注した場合の責任者が行ってください。

ウ 提案説明書

「8(4) 提案書等の提出」で提出した提案書等に基づき説明を行ってください。

さい。

エ 提案説明時間

説明 15 分以内、質疑応答 15 分以内で行ってください。

※提案説明の詳細は、一次審査結果通知後に、一次審査通過事業者に対してご案内します。

(7) 契約

選考結果通知により、選考された事業候補者と本業務の契約事務手続きに向けて協議を行います（選考結果をもって契約を確定するものではありません）。

その後、港区業者選定委員会に業者推薦し、契約相手方としての審査を受け、承認された後、契約締結手続きを行います。

9 提案書作成方法

提案書の様式、用紙サイズは、原則 A4 版、縦置き、片面横書き（本文 12 ポイント）、左片綴じ、頁挿入で各項目 1 頁程度、全 10 頁程度（表紙を除く）とし、本募集要項を良くお読みのうえ、具体的に作成してください。なお、提案書には、見積もりに含まれる内容のみを記載してください。

また、提案内容については、「9（4）提案内容」の順番どおりに記載をしてください。

(1) 提案書表題

「港区国民健康保険特定保健指導業務委託提案書」

(2) 事業者概要

会社名、所在地、代表者名、事業者としての資格等、事業案内、本業務と同様又は類似した業務実績（過去 5 年間程度を目安に業務名、発注者、契約期間、業務内容）等を記載してください。

(3) 本業務における提案者の基本的な考え方

本業務を実施するにあたり、提案者の基本的な考え方、コンセプトを記載してください。

(4) 提案内容

ア 業務計画及び履行管理

(ア) 業務の内容及び業務計画（スケジュール）

(イ) その他取組み

イ 業務実施体制

(ア) 業務の履行管理

(イ) 従事者の任用種別（正社員、契約社員、派遣等）

(ウ) 選考基準（業務を統括する者、その他の従事者別）

(エ) 保健指導等業務の経験の有無等

(オ) 研修体制、研修計画

(カ) 従事者の違法行為に対する損害賠償について

- (キ) 人員配置の体制、計画（休暇等の対応等を含む）
- (ク) 管理責任者の業務範囲及び業務への取組み姿勢
- ウ 業務の企画内容と実施報告書の提案
 - (ア) 提案の趣旨・方針等（保健指導事業を実施するにあたっての基本的な考え方）
 - (イ) 保健指導対象者に対する受診勧奨方法（特定保健指導 PR パンフレット・未受診者勧奨の方法）
 - (ウ) 動機づけ支援、積極的支援の実施内容（指導形態・指導内容・支援ポイント数・実施会場・評価方法・区との連絡体制等）
 - (エ) 報告方法・システムについてプログラムに記載されたデータの提出と分析
- エ 安全安心な業務実施体制
 - (ア) プライバシーマーク使用許諾番号
 - (イ) 守秘義務・個人情報保護についての考え方
 - (ウ) 個人情報の適正な管理方法
 - (エ) 従事者への徹底方法
 - (オ) その他取組み
- オ 苦情対応の的確性
 - (ア) 区民からの苦情等のトラブル未然防止とトラブル発生後の対応方法
 - (イ) その他業務上のミスの未然防止とミス発生後の対応方法
 - (ウ) その他取組み
- カ 経費見積りの妥当性
 - 「8（4）イ（イ） 見積書」を基に、作成してください。

10 その他

(1) 留意事項

- ア 提案に際して、国保年金課及び区の保健指導等個人情報に関して知り得た情報は、第三者に洩らすことを禁じます。また、国保年金課から情報提供を受けた場合は選考終了後速やかに返却するとともに、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じたうえで廃棄してください。
- イ 業務遂行にあたり、「港区個人情報保護条例」等を遵守してください。
- ウ 本提案に要する費用は、提案者が負担することとします。
- エ 本提案に関する提出資料は返却しません。
- オ 提出後の提案書等の差替え及び再提出は認めません。
- カ 本提案は、選考以外の目的には使用しません。ただし、提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります（この場合、区は無償で使用できるものとします。）。提出された提案書の一部または全部を著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かつこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記して

ください。

キ 本提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではありません。契約内容（範囲）については、別途協議を行います。

ク 本業務の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じることができません。

ケ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

11 問合せ先

担当課：港区保健福祉支援部国保年金課事業係

所在地：港区芝公園一丁目5番25号

担 当：鈴木

電 話：03（3578）2111 内線：2637

E mail：minato23@city.minato.tokyo.jp